

2025年 ダニエル・ブレイク基金 募集要項

2025年6月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

イギリスの名匠ケン・ローチ監督が世界で拡大しつつある貧困や格差をテーマに制作し、第69回カンヌ国際映画祭でパルムドール（最高賞）を受賞した映画『わたしは、ダニエル・ブレイク』。日本では2017年3月に公開され、今でもたくさんの方々に鑑賞されています。当基金は、本作に込められた「誰もが享受すべき生きるために最低限の尊厳」や「人を思いやる気持ち」というメッセージをより具体的な形にするために、本作の提供を行う“チーム「ダニエル・ブレイク」”の寄付により設立されました。本作によりもたらされるすべての収益の一部から、日本国内で貧困に苦しむ人々の支援活動をしている団体へ助成を行います。

※公式サイト：<https://longride.jp/charity/>

助成額

※補助率等の制限はありません。1団体の応募は1件までです。

法人格がある団体：1件あたり100万円以内

法人格がない団体：1件あたり30万円以内

助成総額

600万円程度

募集期間

2025年6月9日（月）～2025年7月31日（木）（※WEB申請 17:00締切）

助成対象

(1) 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① 貧困・格差問題に対する支援活動について過去1年以上の実績がある団体
- ② 営利を目的としない事業を行う団体（法人格は不問）

※株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

- ③ 団体の活動をホームページやSNS等で公表していること

(2) 助成対象事業 日本国内※において実施される事業または活動で、以下の要件を全て満たしていること

※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・北海道・兵庫県・福岡県・沖縄県での活動を優先します

- ① 貧困・格差問題に苦しむ人々の支援のために行われる(1)から(3)のいずれかの活動であること

(1) 子どもの貧困対策：食事支援（こども食堂）や教育支援など、貧困の連鎖を防止する活動

(2) 生活困窮者支援：食事支援（フードバンク）、生活必需品支援、自立支援（就労支援、住居支援、相談支援）など、安定し自立した生活の促進を図る活動

(3) その他上記目的を達成しようとする活動

- ② 応募団体自らが企画・主催するものであること

- ③ 年間を通じ継続的に実施する活動であること（月1回程度実施）

(3) 助成対象期間 2025年10月1日～2026年9月30日

(4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

※パソコン・カメラ等の耐久消費財や30万円以上の備品の購入、常勤スタッフの人件費等の経常的経費は対象となりません。

応募方法

(1) 1次選考 【募集締切：2025年7月31日（木）17：00】

◆応募方法：応募フォーム（<https://form.run/@oubo-K0jXrtKfNLexfqFyEtRC>）

◆選考結果：2025年9月上旬頃に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

(2) 2次選考 【提出締切：2025年9月18日（木）17：00】

◆提出方法：応募フォーム（1次選考結果通知時に通過団体にのみURLを案内します）

◆提出書類 ※1次選考から2次選考までの期間が短いため、あらかじめご用意ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロード
- ② 定款
- ③ 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書 ※団体で承認済の最新版を提出
- ④ 【法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピー可）
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑥ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

◆選考結果：2025年10月上旬頃に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 ダニエル・ブレイク基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

□その他

・取得した個人情報は、当財団が別途定める「個人情報管理規定」に基づき選考や採否連絡など助成関連の業務に限定し使用し、厳重に管理いたします。法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 ダニエル・ブレイク基金担当 宛

E-mail: oubo@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】ダニエル・ブレイク基金_団体名」としてください)

